各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局 需給調整事業課長 (公印省略)

労使協定方式における独自統計の協議について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等については、令和元年7月8日付け職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「局長通知」という。)により、定めたところである。

局長通知の第5に定める独自統計の厚生労働省職業安定局需給事業調整課への 協議等については、下記のとおりとするので、遺漏なきようよろしくお取りはか らい願いたい。

記

1 申請方法等

(1) 自ら統計調査を行う経済団体、労働組合、業界団体等

承認を希望する日の2ヵ月前までに、様式1-1により厚生労働省職業安定局需給調整事業課あて申請することとする。なお、承認を受けた申請内容を変更する場合は、調査を実施する前までに様式1-2により厚生労働省職業安定局需給調整事業課あて申請すること。

(2)(1)の統計調査を活用する派遣元事業主

労使協定(「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)による改正後の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)」第30条の4第1項の規定に基づき締結する協定をいう。以下同じ。)を締結する前までに様式2により厚生労働省職業安定局需給調整事業課へ報告することとする。

(3) 既に公表されている統計調査を活用する派遣元事業主(ただし、局長通知

別添1・2、統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する 一般統計調査に該当する調査、地方公共団体又は独立行政法人等(統計法第 2条第2項の独立行政法人等をいう。)による統計調査及び(1)の統計調 査を活用する場合は除く。)

労使協定を締結する2ヵ月前までに、様式3により厚生労働省職業安定局 需給調整事業課あて申請することとする。

2 承認通知及び不承認通知

1 (1) 又は(3) の規定による申請の結果については、様式4により申請団体等に通知することとする。

【申請・報告先】

職業安定局需給調整事業課均等待遇係 TEL:03-5253-1111 (内線 5327) dokuji-toukei@mhlw.go.jp 厚生労働省職業安定局 需給調整事業課長 あて

経 済 団 体 等

独自統計調査の実施について(申請)

令和元年7月8日付け職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」第5の規定に基づき、下記調査を実施したいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

○○○○調査

経済団体等				
事務担当者	電話	()	
	e-mail			

申請事項記載書(新規)

1.調査名			
2.分類	□一般基本給・賞与等	□一般通勤手当	□一般退職金
3.承認希望日			
4.実施機関			
5.調査票の構成			
6.公表			
7.独自統計を行う必要性			
8.評価者/助言者、委			
託先等			
9.備考欄			
10.調査票			
11.調査の対象範囲(地域)			
12.対象範囲(属性)			
13.母集団情報			
14.客体数/母集団数			
15.想定する回収率			
16.目標の標準誤差率			
17.選定方法			
18.結果の推定方法			
19.配布・取集			
20.把握時			
21.調査組織			
22.調査周期			
23.実施期間又は提出			
期限			
24.調査事項			

(記載要領)

- 1 2欄については、独自統計を実施する分類を選択してください。複数の分類の調査をする場合には その該当するものすべてを選択してください。
- 2 3欄については、申請から承認希望日まで2ヶ月以上の期間を空けてください。
- 3 6欄については、公表する媒体と公表時期について掲載してください。また、インターネット上で 公表する場合は、掲載予定のホームページのURLを記載してださい。
- 4 7欄については、独自統計を実施する理由を記載してください(賃金構造基本統計調査で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との乖離があるなどの理由)
- 5 8欄については、独自統計に関して専門機関や専門家等に具体的な助言等を受ける場合は、その名称等 を記載してください。また、調査の企画・集計等を委託する場合は、委託先を記載してください。
- 6 9欄については、補足事項があれば、記載してください。
- 7 10 欄については、5 欄の「調査票の構成」で記載した調査票の種類を記載し、11~24 欄については その種類ごとに所定事項を記載してください。
- 8 11欄については、調査対象とする地域の範囲を記載してください。
- 9 12欄については、調査対象とするものの属性の範囲(地域を除く。)を記載してください。
- 10 13 欄については、報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載してください。
- 11 14 欄については、回答を求める報告者の数(客体数)を記載するとともに、抽出調査の場合には、 母集団の大きさも併記してください(全数調査については、客体数と母集団数が同じであるため母集 団数は記載しなくても差し支えありません)。
- 12 15 欄については、想定する回収率を記載してください。また、その回収率とした考え方も記載してください。
- 13 16 欄については、「職種及び勤続年数ごとに 250 以上のサンプルサイズが確保されていること」を満たさないことが想定される場合に記載してください。
- 14 17 欄については、報告者の選定方法について、全数、無作為抽出の別を記載してください。また、 無作為抽出の場合は、その方法(単純無作為抽出法、層化抽出法(同数割り当て、比例割り当て、ネ イマン割り当て)など)を記載してください。
- 15 18 欄については、抽出調査を母集団の調査結果として扱うための統計的処理の内容等を記載してください。
- 16 19 欄については、調査票の配布・取集(回収) 方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載してください。複数の方法を併用している場合には該当するものをすべて記載してください。
- 17 20 欄については、調査の把握時点又は把握期間を記載してください。
- 18 21 欄については、調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載してください。
- 19 22 欄については、調査の実施周期を記載してください。
- 20 23 欄については、調査を実施する期間又は提出期限を記載してください。
- 21 24 欄については、報告者に対して報告を求める事項を記載してください。調査票(案)がある場合は添付してください。

申請事項記載書(新規) (記載例)

1.調査名	
2.分類	■一般基本給・賞与等 □一般通勤手当 □一般退職金
3.承認希望日	令和○年○月○日
4.実施機関	○○労働組合/○○会/○○協会
5.調査票の構成	1. 事業所票 2. 個人票
6.公表	インターネット及び印刷物:毎年12月末
	参考URL: <u>http://・・・・・・・</u>
7.独自統計を行う必要	 厚生労働省編職業分類として小分類「258医療・介護事務員」が示されているが、
性	医療事務に特化した賃金を調べる必要があるため。
8.評価者・助言者、委	●●大学●●教授、株式会社●●
託先等	
9.備考欄	調査は「一般基本給・賞与等」と「一般通勤手当」を区別せずにするが、実際
	に使用する際は、局長通知に示された一般通勤手当72円を控除することが必要。

10.調査票	事業所票
11.調査の対象範囲(地	対象範囲:東京都
域)	
12.対象範囲(属性)	○○工業界の会員であって、○○の職種に従事する勤続○年目の無期雇用かつ
	フルタイムの労働者
13.母集団情報	○○工業界の会員企業の従業員名簿(母集団名簿)
14.客体数/母集団数	約400/3,800
15.想定する回収率	○%(過去、同団体が実施した「○○調査」の回収率を参考とした)
16.目標の標準誤差率	5%以内。前回調査のデータを踏まえ、以下の式から計算した。
	標準誤差=不偏分散の平方根/サンプルサイズの平方根
17.選定方法	○○を母集団として、職種を○○、○○の2区分に、従業者規模を○人~○人、
	○人~○人、○人~○人、○人以上の4階級に分け、職種及び従業員規模階級
	を層化基準として、報告者を層化無作為抽出する。
18.結果の推定方法	・推計労働者は、各調査労働者数に復元倍率(都道府県及び規模別に抽出率の

	逆数と回収率の逆数を乗じたもの)を乗じたものの総和とする。
	・賃金額は、次の算式により推計する。
	各調査労働者の 賃金額に復元倍率を 乗じたものの総和 ÷ (推 計 労 働 者 数)
19.配布・取集	【配布】郵送・オンライン、【取集】郵送・オンライン・FAX
20.把握時	6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締
	切日現在)又は6月1日から6月30日までの期間(給与締切日の定めがある場
	合には、6月の最終の給与締切日以前1か月間)
	ただし、年間総労働時間については、調査実施年前年の1年分(1月から12月
	までの分)
21.調査組織	○○会一○○会都道府県支部-報告者
22.調査周期	3年
23.実施期間又は提出	7月1日~9月末
期限	
24.調查事項	別添の調査票のとおり。

10.調査票	個人票
11 調査の対象範囲 (地	
域)	

(以下、省略)

厚生労働省職業安定局 需給調整事業課長 あて

経済団体等

独自統計調査の変更について(申請)

令和元年○月○付け職需発○○第○号「・・・・」において承認された下記調査について、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、変更申請します。

記

○○○○調査

経済団体等				
事務担当者	電話	()	
	e-mail			

申請事項記載書

1 調査の名称

· · · · · · · 調査

2 変更の内容

	変更案		変更前	変更理由
(例)				令和○年度に実施した調査では、郵送・オンラ
配布・取集 【配布】	】調査員による訪問、【取	配布・取集	【配布】郵送・オンライン、【取	インで実施したことにより回収率が○%と低調
集】・	• •		集】・・・	であった。このため、回収率向上のため、調査員
				による訪問の実施を行う。

- ※ 申請時に添付した別紙「申請事項記載書」の変更部分を抜粋して記載してください。
- ※ 調査票を変更する場合は、調査票を添付してください。
- ※ 見直し後の申請事項記載書も添付してください。

令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局 需給調整事業課長 あて

事 業 主 名

独自統計調査の活用について(報告)

令和元年7月8日付け職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」第5の規定に基づき、下記調査を活用したいので報告します。

記

調査名 〇〇〇〇調査

調査実施団体等 ●●●

事業主名				
事務担当者	電話	()	
	e-mail			

厚生労働省職業安定局 需給調整事業課長 あて

事 業 主 名

独自統計調査の活用について(申請)

令和元年7月8日付け職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」第5の規定に基づき、下記調査を活用したいので申請します。

記

調査名 ○○○○調査

事業主名				
事務担当者	電話	()	
	e-mail			

申請事項記載書(既存)

1.調査名			
2.分類	□一般基本給・賞与等	□一般通勤手当	□一般退職金
3.承認希望日			
4.実施機関			
5.調査票の構成			
6.公表			
7.独自統計を活用する			
必要性			
8.備考欄			
9.調査票			
10.調査の対象範囲(地域)			
/調査の適用範囲			
11.対象範囲(属性)			
12.母集団情報			
13.客体数/母集団数			
14.標準誤差率			
15.選定方法			
16.結果の推定方法			
17.把握時			
18.調査周期			
19.調査事項			

(記載要領)

- 1 2欄については、独自統計を活用する分類を選択してください。複数の分類の活用をする場合には その該当するものすべてを選択してください。
- 2 3欄については、申請から承認希望日まで2ヶ月以上の期間を空けてください。
- 3 6欄については、公表している媒体を掲載してください。また、インターネット上で公表している場合は、掲載しているホームページのURLを記載してださい。
- 4 7欄については、独自統計を活用する理由を記載してください(賃金構造基本統計調査で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との乖離があるなどの理由)
- 5 8欄については、補足事項があれば、記載してください。
- 6 9欄については、5欄の「調査票の構成」で記載した調査票の種類を記載し、11~19欄については その種類ごとに所定事項を記載してください。
- 7 10欄については、調査対象の地域の範囲を記載してください。また、調査範囲と使用範囲が異なる場合は、補正方法を記載してください。
- 8 11欄については、調査対象の属性の範囲(地域を除く。)を記載してください。
- 9 12 欄については、報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載してください。
- 10 13 欄については、回答を求めた報告者の数(客体数)を記載するとともに、抽出調査の場合には、 母集団の大きさも併記してください(全数調査については、客体数と母集団数が同じであるため母集 団数は記載しなくても差し支えありません)。
- 11 14 欄については、「職種及び勤続年数ごとに 250 以上のサンプルサイズが確保されていること」を満たさない場合に記載してください。
- 12 15 欄については、報告者の選定方法について、全数、無作為抽出の別を記載してください。また、無作為抽出の場合は、その方法(単純無作為抽出法、層化抽出法(同数割り当て、比例割り当て、ネイマン割り当て)など)を記載してください。
- 13 16 欄については、抽出調査を母集団の調査結果として扱うための統計的処理の内容等を記載してください。
- 14 17 欄については、調査の把握時点又は把握期間を記載してください。
- 15 18 欄については、調査の実施周期を記載してください。また、局長通知に定める有効期間を超えている場合は、補正方法を記載してください。
- 16 19 欄については、報告者に対して報告を求めた事項を記載してください。調査票がある場合は添付 してください。
- 17 11 欄から 17 欄については、公表されている調査概要等により確認できるのであれば、その旨、記載する方法でも差し支えありません(例「調査概要のとおり」)。

申請事項記載書(既存) (記載例)

1.調査名	○○統計調査
2.分類	■一般基本給・賞与等 □一般通勤手当 □一般退職金
3.承認希望日	令和〇年〇月〇日
4.実施機関	○○労働組合/○○会/○○協会
5.調査票の構成	1. 事業所票 2. 個人票
6.公表	インターネット及び印刷物:毎年12月末
	参考URL: <u>http://・・・・・・・</u>
7.独自統計を活用する	厚生労働省編職業分類として小分類「258医療・介護事務員」が示されているが、
必要性	医療事務に特化した賃金を調べる必要があるため。
8.備考欄	調査は「一般基本給・賞与等」と「一般通勤手当」を区別していないが、実際
	に使用する際は、局長通知に示された一般通勤手当72円を控除して活用する。

9.調査票	事業所票
10.調査の対象範囲(地	対象範囲:東京都
域)/調査の適用範囲	使用範囲:全国の事業所において使用するが、その際は局長通知で示される地
	域指数を乗じて算出する。
11.対象範囲(属性)	○○工業界の会員であって、○○の職種に従事する勤続○年目の無期雇用かつ
	フルタイムの労働者
12.母集団情報	○○工業界の会員企業の従業員名簿 (母集団名簿)
13.客体数/母集団数	約400/3,800
14.標準誤差率	別添のとおり。
15.選定方法	○○を母集団として、職種を○○、○○の2区分に、従業者規模を○人~○人、
	○人~○人、○人~○人、○人以上の4階級に分け、職種及び従業員規模階級
	を層化基準として、報告者を層化無作為抽出している。
16.結果の推定方法	・推計労働者は、各調査労働者数に復元倍率(都道府県及び規模別に抽出率の
	逆数と回収率の逆数を乗じたもの)を乗じたものの総和としている。
	・賃金額は、次の算式により推計している。
	各調査労働者の 賃金額に復元倍率を 乗じたものの総和 ÷ 推 計 労 働 者 数

17.把握時	6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締
	切日現在)又は6月1日から6月30日までの期間(給与締切日の定めがある場
	合には、6月の最終の給与締切日以前1か月間)
	ただし、年間総労働時間については、調査実施年前年の1年分(1月から12月
	までの分)
18.調査周期	3年。2年前の調査であるため、調査実施年度の平均賃金にGDPの雇用者報
	酬の伸び率を掛けることで、対応する。
19.調査事項	別添の調査票のとおり。

事業主名あて

厚生労働省職業安定局 需給調整事業課長

○○調査の実施について(承認)

令和元年〇月〇付け「独自統計調査の活用について(申請)」で申請のあった標記調査について、下記のとおり承認することを決定したので通知する。

記

- 1 令和元年〇月〇日付け「独自統計調査の活用について(申請)」の別紙〇「申請事項掲載書」の内容のとおり(内容を別添のとおり一部変更して)、承認すること。
- 2 調査実施後、結果をとりまとめた際は、遅滞なく、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に報告すること。
- 3 調査結果については、「申請事項掲載書」に沿った内容で実施されていること。 特に、適切なサンプルサイズが確保されており、具体的には、職種及び勤続年数ごと に標準誤差5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていることに留意すること。
- 4 3を満たさない場合は、令和元年7月8日付け職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」の第5の規定に基づく独自統計とは認められないこともあるため、留意すること。